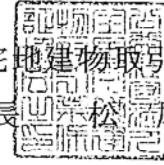


(公社)全宅保証発給第14号

平成30年8月1日

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会

総務委員長 尾 信 明



平成30年7月豪雨災害に伴う宅地建物取引業の  
特別措置（免許有効期間の延長）について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

去る、7月の豪雨災害では、被災された都道府県本部の会員をはじめ、数多くの方々に対しまして、お見舞い申し上げます。

さて、この度の災害が「特定非常災害」に指定されたのを受け、平成30年7月19日付け国土交通省告示第947号により、宅地建物取引業法に関し、以下の通り特別措置が講じられることとなりましたので、会員への周知及び事務手続きについて、格別のご配慮をお願い申し上げます。

敬 具

記

○宅地建物取引業の免許等の有効期間の延長

特定被災地域内(※)に主たる事務所等を有する業者の免許有効期間が平成30年6月28日以後に満了するもの（但し、既に更新されている場合などは原則除かれます）は、当該有効期間の満了日が一律に同年11月30日まで延長されます。

- ・宅地建物取引業者の免許
- ・宅地建物取引士証の交付

(事務手続き上の留意点)

都道府県の免許権者と確認・調整し、該当する会員については、会員管理システムで免許期間を修正することができます。「変更入力」の画面からデータの修正を行って下さい。

なお、特定被災地域で有効期間が該当する可能性のある会員データを希望する場合は、中央本部までご連絡下さい。

以 上

※【特定災害地域内】

・平成30年7月豪雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていること、住家に多数の被害が生じたこと及び被害地域が孤立し、災害にかかった者の救出について特殊の技術が必要となったことから、全国で11府県62市38町4村に災害救助法の適用を決定（平成30年7月26日時点）。

【高知県】 安芸市、香南市、宿毛市、土佐清水市、長岡郡本山町、幡多郡三原村、幡多郡大月町

【鳥取県】 鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町

【広島県】 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町

【岡山県】 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、加賀郡吉備中央町、小田郡矢掛町、英田郡西粟倉村

【京都府】 福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町

【兵庫県】 姫路市、西脇市、丹波市、豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、養父市、たつの市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、多可郡多可町、佐用郡佐用町、神崎郡市川町、神崎郡神河町

【愛媛県】 今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町

【岐阜県】 岐阜市、美濃市、高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡東白川村、大野郡白川村、

【福岡県】 飯塚市

【島根県】 江津市、邑智郡川本町

【山口県】 岩国市

(別添参考資料)

①国土交通省告示第947号（平成30年7月19日）

②不動産課より関係団体あて事務連絡（同日）